

徳島県規則第九十九号

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項並びに漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、当該報告をする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と県の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定により行われた報告は、同項に規定するファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織の異常又は保守点検その他やむを得ない事由がある場合には、第一項に規定する報告は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による書面により行うことができる。

- 一 法第十七条第一項の漁獲割当管理区分に係る報告 様式第一号
- 二 法第三十条第一項の漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る報告（次号に掲げる報告を除く。） 様式第二号
- 三 法第三十条第一項の漁獲努力量管理区分に係る報告 様式第三号

4 第一項及び第二項の規定は、法第九十条第一項の規定による報告について準用する。ただし、電子情報処理組織の異常又は保守点検その他やむを得ない事由がある場合には、書面により行うことができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

漁業法第26条第1項の規定に基づき，漁獲量等について，次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日 / 漁獲量（kg）		

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には，委任状を添付すること。
- 2 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には，表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 3 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄には，漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 4 「特定水産資源の名称」欄には，くろまぐろの漁獲量の報告の場合には，「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは，分けて記入すること。
- 5 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄には，年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を，年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を，それぞれ記入すること。
- 6 「陸揚げした日 / 漁獲量（kg）」欄の陸揚げした日は，くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には，いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には、委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には、次に掲げる事項を記入すること。ただし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。
許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては、許可番号
漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては、免許番号
海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあつては、承認番号
- 3 「船舶の名称」欄及び「漁船登録番号」欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略すること。
- 4 「陸揚げした日」欄には、くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には、いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。
- 5 「特定水産資源の名称」欄には、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは、分けて記入すること。

様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

漁業法第30条第1項の規定に基づき，漁獲努力量等について，次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（kg）

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には，委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には，次に掲げる事項を記入すること。ただし，許可番号，免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には，省略すること。
 許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，許可番号
 漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては，免許番号
 海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあっては，承認番号
- 3 「船舶の名称」欄及び「漁船登録番号」欄は，船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には，省略すること。
- 4 「漁獲努力量」欄には，特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに資源管理方針において示された操業日数，操業時間，船舶の隻数，漁具の数，漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載すること。